

《資料5チェック表の確認方法(記載例)》

特定個人情報保護評価における第三者点検 チェック表

評価書名	住民基本台帳に関する事務
------	--------------

資料 5-2

チェック欄

記載箇所	点検No.	点検項目	概要等	変更の有無	チェック
適合性	1	しきい値判断に誤りはないか。	・全項目評価の要件は、対象人数30万以上。 ・評価書 I-1-③(P3)に記載。	—	<input checked="" type="checkbox"/>
	2	適切な実施主体が実施しているか。	・地方公共団体の長である川口市長が実施。 ・評価書表紙に記載	—	<input checked="" type="checkbox"/>
	12	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	住民のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	<input checked="" type="checkbox"/>

確認方法

- 「点検項目」に基づき、評価書をご確認いただき、確認後「チェック」欄にチェック(レ印)をご記入ください。
- それぞれの点検項目を確認するための、該当箇所や根拠等は、「概要等」欄に記載のとおりです。
- チェック欄は、全部で12か所あります。

※「概要等」欄に「評価書」とあるのは、『資料3 全項目評価書(案)』を示します。

ページ番号を参考に、該当箇所をご確認ください。

(例) 点検No.1を確認する場合

<評価書 I-1-③(P3)に記載>

↓

『資料3 全項目評価書』3ページを開き

I-1-③の箇所の記載内容を確認する。

点検項目を確認し、問題点がなければ、チェック欄すべてに、チェック(レ印)を入れてください。
(全部で12か所あります)

I 基本情報									
① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務								
②事務の内容	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)								
③対象人数	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td><td>2) 1,000人以上1万人未満</td></tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td><td>4) 10万人以上30万人未満</td></tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td><td></td></tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									